

# 佐久市青少年健全育成審議会会議録（概要）

日 時：令和8年5月19日（火）  
午前11時00分～12時10分  
会 場：市役所南棟3階 大会議室

## 委嘱書交付

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 自己紹介（審議会委員・事務局）
- 4 役員選出 会長 坂江 千寿子 副会長 高畑 一彦
- 5 あいさつ（会長・副会長）
- 6 会議事項

### （1）佐久市有害図書類等の規制に関する条例について

ア 経過について

イ 条例の概要について

### （2）有害自動販売機の設置状況について

#### 質疑応答

委 員：有害自動販売機を設置させない運動についてのチラシはどこかで配布しているのか。

事務局：有害自動販売機の設置や撤去がされていた頃などには、今後は設置させないよう、区を通してチラシを全戸配布するなどしていた。近年は、有害自動販売機の撤去から10年以上経過していることもあり、また、区への負担を軽減することなどからチラシの配布はしていないが、状況を見極めながら必要に応じて活用していきたいと考えている。

委 員：有害自動販売機は一度設置されるとなかなか撤去は難しい。私は平成10年頃にまだこの条例がない中、この有害自動販売機の撤去に大変苦勞した経験がある。土地の所有者が佐久市外の方で、土地を業者に貸したところ有害自

動販売機が設置されてしまい、その撤去のお願いに行ったことがあった。例えば、市外の人や外国の人が土地の所有者であった場合、この条例を適用するというのは難しいと思うが、市の方では何か策を考えているのか。

事務局：この条例の中で、図書類等の自動販売機を設置する際には市に届け出をしなければいけないというルール化をしている。ご懸念の点が完全に防げるわけではないが、自動販売機の届け出が出された際には、我々が必要な指導ができるようにという体制は整えたということがこの条例を制定した意義になってくるかと思う。一方で、SNS やインターネットの普及により、昔は本などでしか情報に触れられなかったものがもっと簡易な方法でできる時代になってきている。有害図書類への規制というのは、我々としては引き続きやっていくが、新たな課題も出てきている。そこを規制するのは、正直行政が行える範囲としては、難しいと思う。子どもたちの倫理観などそういった部分を高めていくような時代も来ていると我々も認識している。直接的な答えとはちょっと遠くなってしまったが、一応有害自動販売機に関しては、そのようなルール観を持つ中で、一定の規制ができる体制は今は整いつつあるというように解釈している。

委員：16 ページの県内の有害自販機の設置状況を見ると、佐久や上田が0 件でも県内全体で見るとまだ設置がある市町村がある。撤去できていない市町村への働きかけや情報共有のようなものはあるか。

事務局：他地域との意見交換の場を我々が設けているかということ、それは出来ていない状況だが、青少年に関する様々な課題を共有する機会はあるので、そういった場での情報共有などをしていきたいと思う。

### (3) 有害環境チェック活動の実施について

#### 質疑応答

委員：今まで青少年健全育成協力店に訪問をした中で、問題があった店舗はなかったということで良いか。

事務局：おっしゃる通り。条例には引っかからないが、青少年にとっては少し刺激が強い書籍などグレーなものについては、専門補導委員が訪問した際に区分陳列や展示への配慮をいただくようお声がけしている。

委員：この対象店舗 202 店舗というのは、どのような形で登録になっているのか。

事務局：専門補導委員が店舗に出向いて、こういった活動をしている趣旨を説明し、青少年健全育成協力店としてご協力をお願いしている。今まで新たな店舗へ訪問してお断りをされた事例はなく、ご協力をいただいている状況。

## 7 その他

## 8 閉会